

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		公益的課題のための経費に掛かる収入金額を控除する収入割の特例措置
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人事業税(地方税 10)
		② 上記以外の税目	
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 託送料金により回収され原子力事業者に払い渡される賠償負担金及び廃炉円滑化負担金について、二重課税回避のため、一般送配電事業者・配電事業者の課税標準から控除する。(令和6年度末まで) 《要望の内容》 適用期限を5年間延長する。 《関係条項》 地方税法 附則第9条第21項 地方税法施行規則 第2条の9 等
5	担当部局		資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 政策課 電力産業・市場室
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和6年8月 分析対象期間: 令和6年8月
7	創設年度及び改正経緯		平成29年度 新設要望。 平成30年度 創設。 令和2年度以降に開始する事業年度から適用開始。
8	適用又は延長期間		令和7年4月1日～令和12年3月31日(5年間)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 福島事故前に確保しておくべきであった賠償への備えとしての「賠償負担金」及び円滑な廃炉を促す環境を整備する観点からの「廃炉円滑化負担金」を、これまで原子力の電気を広く需要家が利用していた実態等を勘案して、託送料金での回収を可能とした制度措置を実施しているところ。当該制度の下では、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金は、託送料金を通じて一般送配電事業者が回収した後、原子力発電事業者に払い渡されることとなるが、現状、電気供給業の課税標準は収入金額となっているため、電力システム改革により一般送配電事業者が法的分離されている中においては、二重課税が発生する構造となっている。そのため、法的分離の下でも、二重課税を回避しつつ、引き続き円滑に公益的課題に要する費用の払い渡しを実施するため、租税特別措置が必要である。 《政策目的の根拠》 原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針について(平成28年12月閣議決定)において、「被災者・被災企業への賠償については、電力自由化が進展する環境下における受益者間の公平性や競争中立性の確保を図りつつ、国民全体で福島を支える観点から、福島第一原発の事故前には確保されていなかった分の賠償の備えについてのみ、広く需要家全体の負担とし、そのために必要な託送料金の見直

			し等の制度整備を行う。」とされている。 また、「エネルギー基本計画(2018年7月閣議決定)」で示されている原発依存度の低減というエネルギー政策の基本方針の下、円滑な廃炉を促すために原子力発電所の廃炉に伴って一括して生じる費用を分割計上する費用として託送料金の一部としての回収を可能としている。かかる公益的な課題に要する費用の払い渡しについては、今般要望する租税特別措置の延長期間にも継続するものであり、法的分離が実施された中においても、引き続き円滑に実施していくことは重要である。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 電気事業者にとって不可避な分社化による二重課税の発生を防ぎ、原子力事故の賠償の備えの不足分の回収や、円滑な廃炉を促す環境整備を安定的に継続させる。
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 電気事業者にとって不可避な分社化による二重課税の発生を防ぎ、原子力事故の賠償の備えの不足分の回収や、円滑な廃炉を促す環境整備を安定的に継続させている。
10	有効性等	① 適用数	9社（沖縄電力を除く一般送配電事業者）
		② 適用額	2020年度は約352億円 2021年度は約1,013億円 2022年度は約884億円 2023年度は約1,091億円
		③ 減収額	2020年度は約5億円 2021年度は約11億円 2022年度は約13億円 2023年度は約14億円
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 電気事業者にとって不可避な分社化による二重課税の発生を防ぎ、原子力事故の賠償の備えの不足分の回収や、円滑な廃炉を促す環境整備を安定的に継続させることとなる。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 —

		⑤	⑤ 税収減を是認する理由等	—
11	相当性	①	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	二重課税回避のため、追加的負担を回避する本措置は妥当である。
		②	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置との関係はない。
		③	③ 地方公共団体が協力する相当性	政策目的である公益的課題に要する費用の払い渡しを円滑に実施するためには、地方税法上の所要の措置を講じることが不可欠である。
12	有識者の見解			—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			—